

議案第63号

三芳町行政組織条例の一部を改正する条例

三芳町行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月1日提出

三芳町長 林 伊佐雄

提案理由

組織体制の精査及び改善を図り、組織力の向上を図ることを目的として行政組織を改めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、本条例の一部を改正したく、提案するものである。

三芳町行政組織条例の一部を改正する条例

三芳町行政組織条例（平成21年三芳町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中第24号を第26号とし、第18号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第17号を第19号とし、同号の前に次の1号を加える。

（18）道の駅整備準備室

第1条中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の後に次の1号を加える。

（9）未来創造課

第2条中第24号を第26号とし、第18号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第17号を第19号とし、同号の前に次の1号を加える。

（18）道の駅整備準備室

ア 道の駅の整備に関すること。

第2条中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の後に次の1号を加える。

（9）未来創造課

ア 図書館に関すること。

イ 地域交流に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（三芳町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 三芳町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年三芳町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「三芳町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「町長」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（三芳町図書館協議会条例の一部改正）

3 三芳町図書館協議会条例（昭和56年三芳町条例第31号）の一部を次のように改正

する。

第3条中「教育委員会」を「町長」に改める。

参考

三芳町行政組織条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(課、室及びグループの設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する町長の権限に属する事務並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により町長が管理し、及び執行する事務を分掌させるため、次の課、室及びグループを置く。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p><u>(9) 未来創造課</u></p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18) 道の駅整備準備室</u></p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p>	<p>(課、室及びグループの設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する町長の権限に属する事務並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により町長が管理し、及び執行する事務を分掌させるため、次の課、室及びグループを置く。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p>

(22) 略
(23) 略
(24) 略
(25) 略
(26) 略

(分掌事務)

第2条 各課、室及びグループの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)から(8)まで 略

(9) 未来創造課

ア 図書館に関すること。
イ 地域交流に関すること。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 道の駅整備準備室

ア 道の駅の整備に関すること。

(19) 略

(20) 略

(20) 略
(21) 略
(22) 略
(23) 略
(24) 略

(分掌事務)

第2条 各課、室及びグループの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)から(8)まで 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(21) 略
(22) 略
(23) 略
(24) 略
(25) 略
(26) 略

(19) 略
(20) 略
(21) 略
(22) 略
(23) 略
(24) 略

参考

三芳町立図書館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	現行
(管理) 第6条 図書館は、 <u>町長</u> _____ _____がこれを管理する。	(管理) 第6条 図書館は、 <u>三芳町教育委員会</u> （以下「教育委員会」とい う。）がこれを管理する。
(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> _____で 定める。	(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で 定める。

参考

三芳町図書館協議会条例 新旧対照表（附則第3項関係）

改正後	現行
(委員の任命) 第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から <u>町長</u> が任命する。	(委員の任命) 第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から <u>教育委員会</u> が任命する。